

北海道表彰事務取扱要領（抜粋）

第 2 表彰の基準等

- 1 表彰の対象は、原則として生存者とする。ただし、前回の表彰決定後に死亡した者で、特に功績が顕著な者については表彰の対象とすることができる。
- 2 本庁各部が所管する表彰の種類、表彰の基準及び表彰者数は、別表第 1 のとおりとする。ただし、在職（従事）年数の換算率、通算方法等の細部の審査基準は当該表彰所管部局において定めるものとする。なお、基準年数に満たなくとも、近似の年数であり、かつ、功績が対象者と同程度と認められる場合は対象にできるものとする。

第 3 受賞者の審査等

- 1 人事課給与サービス担当課長は、北海道功労賞を受けるべき個人又は団体については、北海道功労賞表彰候補者選考委員会の推薦に基づき、別記様式 1 の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。

第 15 副 賞

- 1 表彰状による表彰（栄誉賞等を除く）の副賞の額は、次によるものとする。
ただし、特にこれによりがたいと認められる場合は、人事課給与サービス担当課長と協議の上、当該副賞の額を増額することができる。

表 彰 の 種 類	副 賞 の 額
北 海 道 功 労 賞	1 0 0 , 0 0 0 円

(別表 1)

表彰の種類	表彰の対象	表 彰 の 基 準	表彰数
北海道功労賞	功 労 者	本道の経済、社会、文化等の発展に貢献し、その功労が特に顕著なもの	5